

令和2年

第12回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和2年6月24日（水）
開会16時00分 閉会16時58分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 教育費予算に対する意見の申出について（令和2年度6月補正予算）
- (2) 本県公立高等学校就職状況について
- (3) 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について
- (4) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

2 議事

- ・第26号議案 福岡県社会教育委員の人事について
- ・第27号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

委 員：堤康博

3 出席職員

副教育長 木原茂、教育監 寺崎雅巳、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 日高公德、総務企画課長 松永一雄、財務課長 後藤元、
高校教育課長 井手優二、特別支援教育課長 日高吉三郎、
体育スポーツ健康課長 鶴英樹、社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

なし

5 議事録

【城戸教育長】

本日は堤委員が所用により堤委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第12回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認いたします。本日の議題の中で、非公開で審議することが適当なものはございませんでしょうか。

<久保田委員が挙手>

【久保田委員】

第26号議案は及び第27号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、久保田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開発議に賛成の方は挙手をお願いします。

< 全 員 が 挙 手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございますので、第26号議案及び第27号議案については非公開といたします。他に非公開とすることが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようでございますので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて報告(1)から報告(4)を行った後に、非公開にて第26号議案、第27号議案の審議を行います。

それでは、報告(1)「教育費予算に対する意見の申出について」を、後藤財務課長、お願いします。

○報告(1) 教育費予算に対する意見の申出について

【後藤財務課長】

本案件につきましては、御報告を行うとともに、承認をお願いするものでございます。

<後藤財務課長が資料に沿って説明>

【後藤財務課長】

以上が6月補正予算追加提案分の概要でございます。御承認の程よろしく申し上げます。

【城戸教育長】

それでは、説明は終わりました。御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

資料5ページの特別支援学校費の補正額は、2億8241万3千円となっておりますが、下の補正予算の内容の「特別支援学校における通学バス増便期間の延長」は2億8149万円となっております。こちらの差は何なのでしょう。

【後藤財務課長】

特別支援学校費の2億8241万3千円のうち、通学バスに関する分が2億8149万円となっており、その差額92万3千円は、その一段下の「県立学校の健康診断を分散して行うための協力員等の増員」に含まれます。

【宮本委員】

この「県立学校の健康診断を分散して行うための協力医等の増員」には、高等学校と特別支援学校が含まれ、そのうち特別支援学校分が92万3千円ということでしょうか。

【後藤財務課長】

その通りでございます。

【久保田委員】

部活動の代替地方大会の開催状況はどのようになっているのでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

現在高校野球も含め26競技団体が代替地方大会を開催する予定となっております。

【久保田委員】

今回の補正予算にある各種競技団体に対する助成とはどのようなことを行うのでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

例えば高体連であれば、高体連の予算でもともと地方大会を実施する予算を組んでおります。そちらを活用すれば基本的には地方大会の運営は可能です。しかし分散するために会場を増やすなどの対応を行うことにより予算が不足すると思います。その

分を今回の補正予算で対応するものです。

【前田委員】

先ほどの説明は運動部活動についての話でしたが、文化部活動についてはどのようなになっているのでしょうか。

【井手高校教育課長】

文化部活動については、演劇、吹奏楽等それぞれの大会がございます。それらもコロナ対策をすることになりますが、文化庁も関わっている高等学校総合文化祭が今年も7月から8月にかけて高知で実施される予定でした。しかし、現地に集まっての大会は中止となっております。そちらの大会は全体で19部門あるのですが、各部門でWebによる発表の場を設けようと現在検討が進められております。

福岡県の高文連の事務局に代替大会の要望を伺いましたが、現在のところ特にございませんでした。

【木下委員】

美術館・図書館の所蔵資料のデジタル化についてですが、実際には民間の企業が行うと思うのですが、どのように委託するのでしょうか。

【富松社会教育課長】

まず、美術館についてです。こちらは現在、委託業者、仕様を含めて検討中がございます。できるだけ早い時期に公開したいと考えております。

図書館についてですが、貴重資料や古い書物をデータ化するのですが、こちらも仕様を検討しているところでございます。こちらもできるだけ早急に行いたいと思います。

【木下委員】

入札が行われるのでしょうか。

【富松社会教育課長】

その通りでございます。

【城戸教育長】

この他御意見、御質問等がないようですので本案件については承認とさせていただきます。

続きまして、報告（2）「本県公立高等学校就職状況について」を井手高校教育課

長お願いします。

○報告（２） 本県公立高等学校就職状況について

【井手高校教育課長】

毎年新規高等学校卒業者の就職状況に関する全国的な調査が文部科学省により行われております。この結果が6月12日に公表されましたので本県公立高等学校分について御報告いたします。

＜井手高校教育課長が資料に沿って説明＞

【井手高校教育課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

【城戸教育長】

説明は終了しました。御意見や御質問をよろしくお願いします。

【宮本委員】

新型コロナウイルスによる感染症の話が出始めたのが2月頃からですが、昨年度の卒業生には大きな影響はなかったのでしょうか。

【井手高校教育課長】

就職の日程は基本的には7月1日以降に始まり、就職決定は9月16日以降に内定が出るようなスケジュールとなっております。ちなみに今年度は就職準備に必要な時間を確保する必要があるということから1カ月遅らせ、内定が出るのは10月16日以降になります。

【宮本委員】

就職先は大体何月頃に決まるものですか。

【井手高校教育課長】

大体、11月頃には約9割は決まってしまう。

【前田委員】

資料中に、パーセンテージで就職決定率が示されておりますが、例えば普通科であれば、96.1%の就職が決まっておりますが、人数にすると約80名は就職先が決

まっております。それ以外の学科においても、工業高校であれば99.6%は就職先が決まっておりますが、人数にすると7名は就職先が決まっております。このように、学科ごとに事情が通常異なるものと思われるので、一概にパーセンテージだけで比較することは難しいかと思われます。

【井手高校教育課長】

資料中では、3月末時点での日付となっておりますが、未決定者についてはその後も学校側からの支援は継続しております。高校教育課としても、6月までは未決定者の人数を把握するようにしております。特に学校側は、未決定者一人ひとりについて、より細かい支援を行っております。

【前田委員】

各学校の就職担当の方が私の会社にもお見えになることがありましたが、それは今も継続しているということでしょうか。

【井手高校教育課長】

各学校には進路指導担当がおります。また、一校に限らず希望する学校には、企業の人事・労務経験者が担う進路支援コーディネーターを派遣しております。そういった方々が企業に直接訪問して、就職の支援を行っております。

【城戸教育長】

他に御意見、御質問等はありませんか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので本案件については終了とさせていただきます。
次の報告（3）と（4）は、いずれも経営状況についての報告でございます。したがって、続けて説明をした後に質疑を行いたいと思います。

では、まず「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について」を鶴体育スポーツ健康課長、続けて「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について」を富松社会教育課長、お願いします。

○報告（3） 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について

○報告（4） 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

【鶴体育スポーツ健康課長】

配付しております資料は、両財団の事業内容や収支の状況、令和2年度予算を記載したものでございます。財団の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、県議会に報告することとされておりますことから、今月5日に開会いたしました6月定例県議会に提出したところでございます。それでは、当課が所管しております公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について、御説明いたします。

<鶴体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明>

【鶴体育スポーツ健康課長】

御説明は以上でございます。今後も、福岡県スポーツ科学情報センターや総合プール、総合射撃場の管理・運営負担、体育スポーツ団体への助成事業を適切に行うことなどにより、本県体育スポーツ活動の更なる振興を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【富松社会教育課長】

続いて、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団の経営状況につきまして、御報告させていただきます。

<富松社会教育課長が資料に沿って説明>

【富松社会教育課長】

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

【城戸教育長】

それでは、2件を合わせまして御意見、御質問をお願いいたします。

【久保田委員】

総合プールの利用者数と収入についてです。平成29年度は12万9千人で3千万円程ですが、令和元年度は14万人で2千2百万円程となっております。これは、利用料の値下げ等が行われたということでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

平成29年度につきましては、スケートの西日本ジュニア選手権という大きな大会が開催されたことが、収入増の大きな要因でございます。昨年度については、そのよう

な大きな大会がなかったため、利用料の収入が平成29年度と比べ低くなっているものでございます。

【久保田委員】

観客からの収入が減ったということでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

観客からの収入ではなく、施設の使用料になります。入場料を取るような大会などについては、施設借用料が高く設定されております。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

【前田委員】

スポーツ振興センターの概要版5ページの正味財産増減計算書によると、経常収益のうち施設利用料収益は、当年度で7千3百万円余りありますが、この金額は、3ページのスポーツ科学情報センターの収入と4ページの総合プールと総合射撃場の令和元年度の合計ということではないのでしょうか。教育文化奨学財団の方は施設が1つしかありませんが一致しているのですが。

【鶴体育スポーツ健康課長】

3ページのスポーツ科学情報センターの収入の中には一部、県の収入となるものが含まれております。一方で、5ページは、スポーツ振興センター分のみを記載しておりますので、県費分の差が生じるため一致いたしません。

【前田委員】

教育文化奨学財団の経営状況概要版の2ページに記載されている奨学金の返還についてですが、返還義務額が65億7千万円、そのうち返還額が39億8千万円となっております。一方4ページに貸倒引当金繰入額が計上されておりますが、この金額と返還金額の残額の関係はどのようなもののでしょうか。

【富松社会教育課長】

返還の期限が到来しているものが約65億、そのうち期限内に返還できたものが約40億、基本的にはその差額約25億分は回収にむけた努力をしていくこととなります。しかしそのうち、今後も返還が見込めない金額が、4ページにある貸倒引当金繰入額に計上されるものです。

【井手高校教育課長】

返還金額の中身については、返還が容易に見込めるものと見込めないもので債権区分を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5種類に分けております。また、それぞれの債権額にはそれぞれの引当率を設けております。そこから、毎年違った引当金額が出てくるということになります。例えば、正常先には0.3%の引当率、要注意先についても0.3%、次の段階になると50%の引当率、次の段階になると100%というように、毎年引当金額を計上しております。そのようにして計算して積み上げたものが4ページの貸倒引当金繰入額になります。

【城戸教育長】

前年度は、債権の区分が低かったということですか。

【井手高校教育課長】

そのとおりでございます。

【城戸教育長】

その債権の区分が変わらない限りは、引当率も変わらないはずですが、新規の債権はよく返還ができているということですか。

【井手高校教育課長】

まだよく見えていない部分があるかと思いますが、そうではないかと思われま

【城戸教育長】

今までの分は、そう返還の成績が変わるとは考えにくいので、区分も変わらないということになりますか。

【井手高校教育課長】

徐々に悪い方向に向かっています。

【城戸教育長】

そうであれば、引当金は上がらなければいけないということになるはずでは

【井手高校教育課長】

返還が進んでいる分もあるので、ずっと引当金が増え続けていくとも限りません。

【前田委員】

年間で新たに返済される額はいくらですか。

【井手高校教育課長】

2 ページに記載されている返還義務額等はいくまでも単年度のものになります。約 6 6 億の返還義務額に対して、約 4 0 億の返還がありました。これにまた新しい債権が入ります。新しい債権も、また債権区分で区切ります。急に区分が破綻先とはならないかと思いますが、それぞれ引当率を掛けていきます。返還区分の悪いものからでも返還は進んでおりますので、引当金額が必ず増えていくとは限らないと考えられます。

【城戸教育長】

債権区分の基準が大きく変わらない限りは、そんなに減るとは思えないのですが。4 ページの貸倒引当金繰入額が約 3 千 3 百万円減っているのはなぜでしょうか。

【井手高校教育課長】

債権区分の基準は変わりませんが、年度末の債権額の変動に応じて、貸倒引当金繰入額は変動します。

平成 3 0 年度は約 3 7 6 億円の債権額に対して約 6 千 9 百万円を繰り入れ、令和元年度は約 3 6 2 億円の債権額に対して約 3 千 6 百万円を繰り入れており、その差額である約 3 千 3 百万円が減少分として計上されているものです。

【宮本委員】

奨学金の返済方法はローンや一括など、選べるものですか。

【井手高校教育課長】

返済は基本的には月賦制で、口座振替またはコンビニ収納を導入しております。

【宮本委員】

何年かけて返済するのですか。

【井手高校教育課長】

高校 3 年間借りた場合は、その 3 倍の期間、卒業して 9 年間かけて返済を行います。私立の場合は 4 倍と設定しておりますので、卒業して 1 2 年間で返すということになります。

【宮本委員】

役員報酬について、スポーツ財団の役員は1人ということでしたが、文化奨学財団4ページの事業費の役員報酬は館長、支所長等と書いてありますが、この財団の役員は何名いるのでしょうか。

【富松社会教育課長】

館長と支所長の2名でございます。

【城戸教育長】

他に御意見、御質問はございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようですので本案件については終了いたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開の審議となりますので、御退席をお願いいたします。

<以降非公開審議となった>

○第26号議案 福岡県社会教育委員の人事について

福岡県社会教育委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第27号議案 福岡県教育振興審議会委員の人事について

福岡県教育振興審議会委員の人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(16:58)